

所沢市 PPA 方式による第2一般廃棄物最終処分場
太陽光発電設備導入事業

公募型プロポーザル募集要項案

令和8年6月

所沢市環境クリーン部

募集要項 目次

1. 募集の趣旨	1
2. 本事業概要	1
3. スケジュール（案）	2
4. プロポーザルへの参加資格.....	3
5. 図面等の資料提供受付	4
6. 参加表明書類の提出.....	5
7. 企画提案書の提出	6
8. 質問の受付及び回答.....	9
9. 現地確認会の実施	10
10. 企画提案の審査.....	11
11. その他留意事項.....	12
12. 失格要件.....	13

関係書類一覧

・仕様書案

所沢市 PPA 方式による第2一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル仕様書案

- 別紙 1 関連法令等
- 別紙 2 提出書類一覧
- 別紙 3 予想されるリスクと責任分担

・資料案一覧

- 資料 1 被覆施設_意匠図
 - ①全体配置図、②平面図、③屋根伏図、④立面図、⑤断面図、⑥矩計図、⑦メンテナンス歩廊詳細図、⑧部分詳細図
- 資料 2 被覆施設_電気設備図
 - ①単線結線図、②接地系統図、③受変電設備図、④高圧引込設備図、⑤盤外形図(高圧受電盤)、⑥高圧受電盤基礎配筋図、⑦屋外配線図、⑧(管理棟)電灯動力分電盤リスト、⑨(管理棟)幹線・動力設備 1 階平面図
- 資料 3 管理棟_プラント図
 - ①システム構成図、②太陽光発電設備仕様書、③システム構成図(太陽光)
- 資料 4 屋根の仕様
- 資料 5 所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針
- 資料 6 対象施設の電力需要量データ (30 分間値) 令和 7 年 7 月～令和 8 年 4 月分
- 資料 7 市役所本庁舎の電力需要量データ (30 分間値) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 4 月分
- 資料 8 所沢市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱
- 資料 9 事業想定スキーム図
- 資料 10 接続検討回答書

市で接続検討申込中です。

・様式案一覧

- 様式 1 市提供資料に関する誓約書案
- 様式 2 プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書案
- 様式 3 - 1 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書案
- 様式 3 - 2 共同企業体協定書案
- 様式 3 - 3 共同企業体構成員構成表案
- 様式 4 会社概要調書案
- 様式 5 企画提案誓約書案
- 様式 6 現地確認申込書案
- 様式 7 企画提案書案
- 様式 8 小売電気事業者の協力案
- 様式 9 - 1 PPA 単価案
- 様式 9 - 2 総事業費案
- 様式 10 類似業務経歴書案
- 様式 11 質問票案
- 様式 12 プロポーザル参加辞退届案

1. 募集の趣旨

所沢市（以下「市」という。）では、2050年までに脱炭素社会を実現するため、「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進している。

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）は、市が所有する第 2 一般廃棄物最終処分場（以下「対象施設」という。）の屋根上等のスペースの使用を、本事業の実施者（以下「事業者」という。）に許可し、事業者が PPA 方式により設置及び運営する、太陽光発電設備及びその他の付帯設備（以下「設備」という。）から供給される電力を市が利用することにより、再生可能エネルギーの利用拡大及び温室効果ガス排出量の削減を図るものである。このため、PPA 方式により電力供給事業を実施する事業者からの提案を公募するものである。

2. 本事業概要

(1) プロポーザルの概要

本事業の実施に当たり、市は電力供給に係る提案を公募し、提出された提案のうち優秀と認められる事業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 設備設置における使用可能スペース

所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場（所沢市大字南永井字井頭 1071 番 1）内の処分場被覆施設の屋根及び付帯設備の設置に必要な敷地内スペースとする。

(3) 事業内容及び事業期間等

「所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル仕様書案」を参照すること。

(4) 担当部署

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所 5 階
所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
電話番号：04-2998-9133
電子メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

本事業では、市が「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「重点対策」という。）」（環境省）を活用し、工事費等を補助対象として、事業者に補助金を交付する。

●事業者に交付される補助金の上限額（想定）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地

（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）上限額 196,499,000 円

補助金は国実施要領に規定される補助率に基づき、国の交付決定の範囲内で交付する。

3. スケジュール（案）

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールは市が変更できるものとし、変更があった場合は速やかに市ホームページで公表するものとする。また、「参加資格確認通知書の送付日」以降の変更については、提出のあった事業者に電話及び電子メールで連絡するものとする。

項目	日程
公募型プロポーザルの開始日	令和8年8月5日(水)
資料提供受付及び1回目質問受付期間	令和8年8月5日(水)～ 令和8年8月25日(火)16時
1回目質問への回答日	令和8年9月3日(木)
参加表明書類及び現地確認申込書の提出期間	令和8年8月5日(水)～ 令和8年9月10日(木)16時
参加資格確認通知書の送付日	令和8年9月15日(火)
現地確認会の実施日	第1回：令和8年9月17日(木) 第2回：令和8年9月18日(金)
2回目質問受付期間	令和8年9月17日(木)～ 令和8年9月28日(月)16時
2回目質問への回答日	令和8年10月2日(金)
企画提案書及びデータを保存した電子媒体の受付期間	令和8年10月2日(金)～ 令和8年10月9日(金)正午
企画提案書審査日(対面によるプレゼンテーション及び質疑応答)	令和8年10月●日(●)～ 令和8年10月●日(●)
優先交渉権者の決定及び通知書の送付日	令和8年11月上旬
協定締結日	令和8年11月下旬を予定

4. プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とする。なお、共同企業体として応募する場合は、代表構成員及び構成員の全てがこれに従うものとする。

(1) 応募主体に関する要件

- ア 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体であること。
- イ 共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができず、又は他の応募している共同企業体の構成員となることもできないものとする。
- ウ 小売電気事業者の役割を務める者は、共同企業体に含めないものとする。
- エ 共同企業体の場合は、全ての構成法人が下記(2)～(5)の要件を満たすこと。

(2) 事業遂行体制に関する要件

本事業を実施する体制は、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。また、当該体制の中に、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が公表する「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に定義される専門技術者を含めること。なお、当該専門技術者は、本事業を実施する体制に含まれる共同企業体に所属する者であっても差し支えない。

(3) 法定資格保有者に関する要件

本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、当該有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる共同企業体に所属する者であっても差し支えない。また、関連法令等に基づき追加の有資格者が必要となる場合は、当該資格を有する者を体制に含めること。工事の実施に当たっては、必要となる有資格者により施工すること。

- ア 一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号））
- イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号））

(4) 財務的基盤に関する要件

本事業を円滑に遂行できる、安定的且つ健全な財務能力を有していること。

(5) 欠格事由に関する要件

以下のいずれの項目にも該当しないこと。

- ア 契約を締結する能力を有しない者。
- イ 破産者で復権を得ない者。
- ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、

その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りではない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を滞納している者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動に関与が認められる者。

キ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年3月28日要綱）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中の者。

ク 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者。

5. 図面等の資料提供受付

本プロポーザルに参加しようとする者が図面等の資料提供を受けるには、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

「市提供資料に関する誓約書（様式1）」を電子メールにより提出すること。なお、共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。電子メールの件名は「【資料提供依頼】PPA方式による第2一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。

(2) 受付期間

ア 令和8年●月●日（●）～ 令和8年●月●日（●）●時（必着）

イ 市は、提出された内容を確認のうえ、電子メール等により随時資料を送付する。

(3) 提出先

以下の電子メールアドレスに提出すること。

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 処分場PPA担当 宛

電話番号：04-2998-9133

電子メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

6. 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のア～ウの書類を、紙媒体（A4 冊子）で1部提出すること。市が別途書類の提出を求めた場合は、その指示に従うこと。

ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

(ア) 単独の法人の場合

① プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2）

(イ) 共同企業体の場合

① 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式3-1）

② 共同企業体協定書（様式3-2）

③ 共同企業体構成員構成表（様式3-3）

イ 会社概要

「会社概要調書（様式4）」を提出すること。共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

ウ 参加資格に係る書類

共同企業体の場合は、以下の(ア)を除き、構成員ごとに作成すること。

(ア) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(イ) 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

(ウ) 企画提案誓約書（様式5）

(エ) 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書、直近3期分）

(オ) 会社・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、発行日から3か月以内のもの）

(カ) 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税の滞納がないことを証する納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

(2) 提出期間

ア 令和8年●月●日（●）～ 令和8年●月●日（●）●時（必着）

イ 参加資格の審査を行い、令和8年●月●日（●）までに審査結果を電子メールにより通知する。

(3) 提出場所

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所 5 階

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 処分場 PPA 担当 宛

に郵送又は直接持参とする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下書類について、紙媒体（A4 冊子）で正本 1 部及び副本 5 部を提出すること。また、企画提案書のデータを保存した CD-R 又は DVD-R 1 枚を提出すること。なお、参加表明書類の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

- ア 企画提案書表紙（様式 7）
- イ 事業の実施内容（任意様式）
- ウ 小売電気事業者の協力（様式 8）
- エ 提案額（様式 9 - 1、様式 9 - 2、任意様式）
- オ 事業実施体制（任意様式）
- カ 付加価値提案（任意様式）
- キ 類似業務経歴書（様式 10）

(2) 受付期間

令和 8 年●月●日（●）～ 令和 8 年●月●日（●）●時（必着）

(3) 企画提案書の内容

以下の順序及び内容により、企画提案書を作成すること。

提案 No.	提案事項	記載内容・方法等
ア 企画提案書表紙（様式 7）		
イ 事業の実施内容（任意様式）		
1	システム構成図	機器のシステム構成図を記載すること。
2	太陽光パネルの仕様	メーカー名、品番、設置数（○W×○枚＝○kW）、変換効率、温度係数、出力保証、製品保証、外部認証の有無及び選定理由等を記載すること。
3	パワーコンディショナ（以下「PCS」という。）の仕様	メーカー名、品番、設置数（○kW×○台＝○kW）、最大定格出力、過積載率、変換効率、製品保証、外部認証の有無及び選定理由等を記載すること。
4	想定発電量及び温室効果ガス排出削減量	20 年間分の総発電量 (kWh) 及び温室効果ガス排出削減量 (kg-CO ₂) を任意の表等で記載すること。その際、年間自家消費量 (kWh) 及び年間余剰電力量 (kWh) を試算し、使用割合 (%) と併せて記載すること。また、排出削減量については内訳が分かるように記載すること。なお、電力使用量は、30 分間値の資料を基に事業者が想定して算定するものとし、発電量の試算に当たっては、太陽光パネルの想定年間劣化率 (%/年) を明示のうえ、当該値を用いて算定すること。※電力の排出係数は 0.1kg-CO ₂ /kWh を使用すること。
5	系統接続構成	高圧電源系統図等に基づき、系統接続構成を図示し、具体的に記載すること。併せて、検定付き電力量計の設置箇所を明記し、本事業

		で発電された電力の計測方法を具体的に記載すること。また、使用する計測機器の構成、データ管理方法及び発電量等の場内表示及び管理棟内モニターに表示させる方法についても記載すること。
6	設備の設置仕様	設置方法（架台の構造及び固定方法）、使用する取付金具、その他製品の概要（仕様、耐用年数、保証内容）等を記載すること。
7	想定される荷重	設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込の単位：N/m ² 又はkg/m ² ）を記載すること。
8	設備の設置配置図	資料等を活用し、対象施設へのパネル、PCS 及びその他設備の設置イメージを図示すること。掘削作業を想定している場合は、掘削予定箇所を明記すること。周辺環境との調和等の工夫がある場合には、詳細を記載すること。
ウ 小売電気事業者の協力（様式 8）		
9	小売電気事業者の協力	様式 8 に従って記載すること。 (株)とところざわ未来電力が本事業に協力する場合は、様式中「商号又は名称」のみ記載すれば足り、その他は省略して差し支えない。
エ 提案額（様式 9-1、様式 9-2、任意様式）		
10	提案契約単価	様式 9-1 に従って記載すること。 本事業は重点対策を活用することを前提とするため、交付金額相当分をサービス料金（PPA 単価）から控除した単価で提案すること。なお、補助額を反映したオンサイト PPA 単価及びオフサイト PPA 単価から、追加料金を除いた額の上限は●円/kWh とする。
11	総事業費	様式 9-2 に従って記載すること。
12	その他施設の取扱い	仕様書 2（5）ウに係る供給計画及び契約単価の提案を行うこと。
オ 事業実施体制（任意様式）		
13	事業実施体制図	本事業に従事する総括責任者、専門技術者及び担当者を含む、工事期間中の体制及びサービス開始後の運営体制を記載すること。共同企業体の場合は、実施に係る役割分担を記載すること。
14	事業者の経営状況	過去 3 年間の経常利益（又は営業利益率）、流動比率及び自己資本比率等を記載すること。共同企業体の場合は、構成員ごとに記載すること。小売電気事業者が(株)とところざわ未来電力以外の場合は、当該事業者についても記載すること。さらに、運転開始日から 20 年間電力供給を継続するための経営上の工夫がある場合は、その内容を記載すること。
15	資金調達を含めた事業資金計画	本事業において資金調達の有無を記載すること。資金調達がある場合には、金融機関等との契約における担保権設定の有無についても記載すること。また、事業期間中において、円滑に事業を遂行するための工夫及び対策を記載すること。
16	市内事業者活用の考え方	市内に本店を有する事業者の活用有無を記載すること。活用する場合は、設計、工事及び運用開始後のどの場面で活用するのか、当該事業者名と併せて記載すること。小売電気事業者についても該当がある場合は併せて記載すること。
17	外部サービスの利用	外部サービス（データ管理及びセキュリティを担う外部クラウドサ

		ービス等) について、内容、提供元、契約形態及び責任範囲等を記載すること。
18	設備導入の計画	接続検討回答書を参考に、複数年度にわたる設計及び工事計画並びに施設ごとの供給開始予定日について、想定できる範囲で詳細に記載すること。また、重点対策の要件等を踏まえ、計画どおり運用を開始するための工夫を記載すること。
19	機器や部材の調達方法	入荷不能による工期遅れを防ぐ体制又は工夫を記載すること。
20	維持管理・メンテナンスの計画	保守点検の具体的な内容及び回数(年単位)、20年間の運用に関する設備交換計画、遠隔監視の方法及び保守点検の実施体制等を記載すること。
21	保険・保証及びその他の対策	損害保険の補償額・適用範囲、その他の対策及び保証内容を記載すること。
22	事業期間後の手続	事業期間終了後に無償譲渡を行う場合、引継ぎを円滑に進めるための工夫及び配慮事項等、市にとって有益な取組等を記載すること。
23	不具合の確認方法及び故障又は緊急時のサポート体制図	①不具合の確認方法 不具合の発生を、どのように把握し確認するか記載すること。 ②サポート体制図 故障や緊急時のサポート体制図、現地到着までの時間、その他対策について記載すること。 ③市側の遠隔監視システム 市が遠隔監視できるシステムの仕様、保証内容及び20年後に無償譲渡する場合の引渡方法等について、具体的に記載すること。
24	災害時等の非常用電源としての活用	非常時又は停電時等のシステム構成、自立運転の操作方法、電力の活用方法(非常用配線例等)及び使用可能出力等を記載すること。
カ 付加価値提案(任意様式)		
25	付加価値提案(任意項目)	地域住民への貢献、事業の品質向上(防犯カメラ設置等の防犯対策、環境学習への貢献、蓄電池の設置等)の付加価値提案があれば、具体的に記載すること。なお、これらの付加価値提案に係る市の費用負担は一切生じないものとする。
キ 類似業務経歴書(様式10)		
26	類似業務経歴書	<u>様式10に従って記載すること。</u> 実績を証明する契約書等の写し(場所、相手方、事業規模、補助事業名等)が確認できる部分を添付すること。 類似業務とは、①概ね1MW以上の建物屋根(傾斜屋根又は陸屋根)への設備設置事業、②国補助事業を活用した建物屋根(傾斜屋根又は陸屋根)への設備設置事業を指す。なお、施設の種別(公共又は民間)を問わないものとし、該当する実績を記載すること。

(4) 留意事項

ア A4版を基本とし、ページの通し番号を付すこととし、一部A3版を使用する場合には、A4版の幅に収まるよう三つ折りにして閉じること。

イ 「企画提案書表紙(様式7)」を除き、提案者が特定できる要素(企業名・ロゴ等)の記載については禁止とする。

ウ 「6.(4) 企画提案書 ア～カ」の各項目にインデックスを付すこと。

エ 文書の補完のための写真、イラスト及びグラフ等を用いることも可とする。

オ 枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめること。

カ 具体的な指定は設けないが、文字サイズ、字体、配色及び余白等のレイアウトに十分配慮し、視認性及び可読性を確保すること。

キ 企画提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出することは認めない。

ク 言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。

ケ 提出できる企画提案書は、1提案者につき1通までとする。ただし、複数のパターンの中から、市が選択可能な提案をする場合は提出を認めるものとする。

(3) 提出場所

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所 5 階

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 処分場 PPA 担当 宛
に郵送又は直接持参とする。

8. 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答は2回行うものとし、その内容は以下のとおりとする。なお、提出は任意とし、「10. 企画提案の審査」には影響しない。

(1) 質問受付

ア 質問内容

1回目：本事業の全般について

2回目：現地確認会で生じた技術的な内容について

イ 提出方法

「質問票(様式11)」を電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問(1回目又は2回目)】PPA方式による第2一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。なお、2回目の質問は、現地確認会に参加した者のみ受け付ける。

ウ 受付期間

1回目：令和8年●月●日(●)～令和8年●月●日(●) ●時

2回目：令和8年●月●日(●)～令和8年●月●日(●) ●時

エ 提出先

以下の電子メールアドレスに提出すること。

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 処分場 PPA 担当 宛

電話番号：04-2998-9133

電子メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

(2) 回答

1 回目は令和 8 年●月●日(●) まで、2 回目は令和 8 年●月●日(●) までに、ホームページ上に質問への回答を掲載する（質問者の法人名等は公表しない）。なお、提出期限後に到着した質問及び 2 回目における技術的な内容以外の質問には回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9. 現地確認会の実施

現地確認を希望する事業者を対象に、以下の現地確認会を実施する。なお、指定日及び指定時間以外の現地確認会を行わない。

(1) 開催日時

第 1 回 令和 8 年●月●日 (●) 午後●時～●時

第 2 回 令和 8 年●月●日 (●) 午後●時～●時

(2) 留意事項等

ア 1 者当たりの確認時間は 1 時間以内とする。同じ時間帯に複数者からの希望がある場合は、時間調整を行う場合がある。

イ 対象施設への来場は自動車又は徒歩とし、自動車は 1 事業者 3 台までとする。

ウ 確認時には、個別の質問は受け付けない。質問がある場合は、「8. 質問の受付及び回答」の方法で質問すること。

エ 現地確認会の参加は任意とし、「10. 企画提案の審査」には影響しない。

(3) 申込方法

希望する事業者は「現地確認申込書（様式 6）」を電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【現地確認会】 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、「8. 質問の受付及び回答」（1）エに記載の提出先まで電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。

(4) 申込期間

令和 8 年●月●日 (●) ～ 令和 8 年●月●日 (●) ●時 (必着)

10. 企画提案の審査

評価基準及び配点は下表のとおりとする。

<評価基準>

プロポーザルに向け検討中です。

(1) 企画提案の審査（対面によるプレゼンテーション及び質疑応答）

ア 審査の方法

企画提案は、「所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書（紙面又はプロジェクターで投影するもの）による企画提案を、プレゼンテーション及び質疑応答により審査する。選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき、選定委員 1 人につき●点で採点し、最も優れた企画提案者を優先交渉権者として決定する。なお、企画提案者が 1 者の場合でも審査を実施する。

イ 日程

令和 8 年●月●日(●)～令和 8 年●月●日(●) ※詳細は事業者と調整する。

ウ 審査時間

1 企画提案者当たりプレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分を予定している。
なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

エ 会場

所沢市役所●●●

オ 留意事項等

- (ア) 説明について、企画提案書の内容を要約したスライドの投影は可能とするが、企画提案書に記載のない事項の説明は認めない。
- (イ) 説明資料を投影する場合、プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブルは市で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。
- (ウ) 名札の装着やスライドの内容等、提案者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）の記載は禁止とする。
- (エ) 当日欠席した場合は失格とする。
- (オ) 審査に際しては事前に書面で質問する場合があり、その際は書面又は電子メールにより回答

(2) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に令和 8 年●月●旬に電子メールにより送信する。また、市ホームページにも掲載予定。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(3) 協定及び契約の締結

選定結果の通知後、市は優先交渉権者と、契約締結に向けた協議及び事業実施に係る準備行為の実施に関する詳細を定めるための協定を締結する。準備行為の完了後、発電開始年度には対象施設及び市役所本庁舎並びに必要なに応じてその他の施設において、電力供給事業者と電力供給契約を締結するとともに、必要なに応じて小売電気事業者を含めた三者協定を締結する。共同企業体による申請の場合は、代表構成員を協定締結者及び契約締結者とする。

11. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 市が提供又は貸与する図面等の資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

イ 企画提案（提案書等）の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案（提案書等）の著作権は市に帰属する。

ウ 提案者は、市に対し、提案者が企画提案（提案書等）を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案（提案書等）の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、且つ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案（提案書等）その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(6) 「プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3-1）」提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式12）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として今後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

12. 失格要件

「プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3-1）」提出後に、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 企画提案等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案等の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。